

議案第九十七号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の
一部改正について

次のおり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正
することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定に
より、本議会の議決を求めらる。

昭和六十一年十二月二十三日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年拾貳月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の

一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三朝町条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第九十六条第一項第七号」を「第九十六条第一項第八号」に、「不動産又は動産の買入れ又は売払い」を「不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い」に、「五千平方米」を「五千平方メートル」に改め、「限る。」の下に「又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。